

規範意識の育成に関する保育・教育課程の意義の検討

— 幼小接続期の集団場面に焦点をあてて —

園田 雪恵

キーワード：保育課程、教育課程、規範意識、幼小接続期、集団場面

1. 問題と目的

近年、幼稚園や保育所から小学校への移行期における、子どもの学校不適応が問題となっている。いわゆる小1プロブレムと呼ばれるものである。東京都教育委員会の調査¹では、小学校にいつまでも馴染めない、授業中教員の話聞くことが出来ず立ち歩くなどの状況がある。これらの状況において、経験のある教員が担当しても授業が成立しないケースが増えている。この問題の大きな弊害は、一度発生してしまうとなかなか収まらないことである。

この状況に対して、保幼小連携という言葉に示されるように、保育所・幼稚園・小学校が、より密接に連携することが求められている。また、幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領²の中で小学校との連携が義務付けられている。小学校においては、学習指導要領の総則³の中で、幼稚園との交流や、幼児児童生徒の交流の機会を設けることが、義務付けられている。

幼児教育から小学校教育への移行を円滑に繋ぐために、文部科学省と厚生労働省は、「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」⁴を公表した。この内容は、保幼小連携、保小連携、幼小連携の3つの形態に分けて、11事例が紹介されている。全国的にも、保幼小の交流は、盛んに行われており、その成果と課題が検証されている。

幼児教育に携わる保育者と小学校教育に携わる教員では、学校文化の違いにより、子ども観や教育観が大きく異なるといわれている。例えば、1年生を例に挙げると、幼稚園教諭の視点から見れば、ついこの前まで全園児の中では1番頼りになる年長児である。しかし、小学校教諭の視点からみれば、全児童の中では学校のことはまだ何もわからない心許ない1年生なのである。また、福井県教育委員会の福井県スタート・アプローチカリキュラム指針の検討会議において、「小学校1年生が赤ちゃん扱いされてしまうことを残念に思う保育士・幼稚園教諭も多い」、「保育士、幼稚園教諭は小学校の学習指導要領を知らない。小学校教諭は保育所保育指針、幼稚園教育要領を知らない」等の意見が挙がった⁵。

幼小接続期の在り方については、幼児教育に携わる側と小学校教育に携わる側で、

お互いを批判しがちである。これは今に始まったことではない。倉橋惣三が大正期に執筆した「幼稚園雑草」⁶の中で、「…小学校の方からは幼稚園を責めると云ふやうなことになる易いのでありますが、其結果として、幼稚園の方の人々は幼稚園の教育は小学校の教育に対して直接の準備をして居るものでないと云ふ様なことを言つて見たり」と当時も同様の有様であったことが紹介されている。そして、彼は、「有らゆる意味に於て幼稚園と云ふものは小学校教育の基礎となり準備となる」とし、幼児教育と小学校教育を「結びつける工夫」が必要であると提言している。

このように、両者を融和的に繋ぐ方法を検討することが急がれる。2008年の中央教育審議会（答申）⁷においても、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の中で、幼児教育と小学校教育の接続の必要性について触れている。その「教育課程の基本的な枠組み」において、幼児教育では、規範意識の確立に向けた集団とのかかわりに関する内容や、小学校低学年の各教科等の学習や生活の基盤となるような体験の充実が必要であると明示している。一方、小学校低学年では、幼児教育の成果を踏まえ、体験を重視しつつ、小学校生活への適応、基本的な生活習慣等の確立、教科等の学習への円滑な移行などが重要であるとしている。

幼児教育では、それぞれの遊びの中に学びがあることに対し、小学校教育では、教科等の学習をすることによる学びへと大きく変化する。小学校における学習は、集団で受ける授業形態である。ここでは、同じ目標の下で学習に取り組むための規範が共有される集団である必要がある。集団の規範意識の高低が、児童の学習習得にも影響を及ぼすことが考えられる。教科学習が始まる時点から、学習における規範を成立させておくことが、児童の学習習得のひとつの重要な鍵になっているのではないだろうか。

最近では、学習に対する規範を「学習規律」という言葉で表現している研究がある⁸。この内容は、教員が授業前に学習のきまりや授業の目的を明確にし、集団行動を徹底することにより、児童が集中して学習に取り組める環境を確保するということである。この重要性が注目され、その成果がネット上でも掲載され、学力向上のための方法としても認められてきている。授業に対する児童の規範が保たれ、集中して授業に取り組める学級であれば、結果として学力の向上が見られる。

文部科学省の調査では、「学力向上に有効な指導方法等」⁹の中で、「私語をしないなど学習規律の維持を徹底」などの指導上の取組が学力向上に有効であるとしている。小1プロブレムの状況下では、クラス全体の児童の学業習得に悪影響を及ぼすことが考えられる。児童が安心して学ぶ環境を確保する必要があり、学習活動を支障なく進めることができる規範の確立が重要である。騒がしい、集中できないなどの状況であ

れば、児童は安心して学ぶことはできない。学業に課題を抱える児童ほど、引きずられてしまうだろう。

幼小接続期に当たる児童は、これから十数年以上にわたって学習に取り組むことになる。このことから、幼小接続期の集団場面の規範意識について検討する必要性は高い。そこで、本稿においては、保育課程と教育課程における幼小接続期の規範意識の育成に関する記述を分析し、保育・教育課程の意義を検討していくことを目的とする。

2. 方法

幼児教育においては、「幼稚園教育要領」¹⁰、「保育所保育指針」¹¹「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」¹²、小学校教育においては、「小学校学習指導要領」¹³を分析資料とする。この資料を基に、集団場面における幼小接続期の規範意識の育成に関する保育・教育課程の意義の検討をする。具体的には、まず規範意識の育成について整理し、次に柏木が定義した自己制御機能¹⁴における自己主張と自己抑制の2つの側面から、規範意識の理論的枠組みを構築する。そして、上記の分析資料から、①幼児教育の規範意識育成に関する保育・教育内容について、②小学校教育の規範意識の育成に関する教育内容について、③幼児教育から小学校教育への規範意識育成の継承について、検討していく。

3. 規範意識の育成について

3-1 規範と規範意識の関係性

ここでは、まず規範と規範意識の概念と2者の関係性を整理しておく。文部科学省と警視庁は、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」¹⁵の中で、「規範」及び「規範意識」を以下のように定義している。

「規範」・・・人間が行動したり判断したりするときに従うべき価値判断の基準 「規範意識」・・・規範を守り、それに基づいて判断したり行動しようとする意識

園生活及び学校生活における「規範」と「規範意識」の関係性はどのようなものであろうか。園や学校の集団社会において、子どもたちに期待される規範は多数ある。幼稚園教育要領の5領域のひとつ「人間関係」のねらいとして「社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。」ということが明記されている¹⁶。また、小学校学習指導要領の総則には「社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにする」ということが示されている¹⁷。このように、幼児教育及び小学校教育において、「社会生活」を営む上での行動規範が掲げられている。

園や学校では、集団という単位で社会生活が営まれている。集団にはうまく機能していくための規範が存在する。規範は、その集団の気質により作られるため、所属す

る集団により個の規範意識は、変化する可能性がある。規範は、構成されている集団から生まれ、その準拠する集団にいる個人の中に判断基準としての規範が取り込まれ規範意識が形成される。

規範意識が低ければ、個人が勝手気ままに行動することになり衝突が起こることが予測され、集団として統一できなくなる。学習場面において、望ましい集団を形成するには、一人ひとりの規範意識の形成が重要である。

山口によると個の規範意識の低さが、問題行動を起こし、授業だけでなく遊びなどにも影響するとしている¹⁸。このことから、個の中に形成された規範意識が、準拠集団にフィードバックし集団の規範に影響を与え、再び個の規範意識に反映し、規範と規範意識は変容し続けることが予測できる。

したがって、よい規範がある程度定着している集団は、個の規範意識も高い。このような集団は、規範と規範意識との良い相互作用があり、児童が安心して学習できる環境が提供されることが考えられる。

そのため、園生活を始める幼児期から、集団を意識し、集団規範の内在化を図る必要がある。子どもが就学期に意欲をもって学業に向かう姿勢を培うには、集団の質の向上を図り、個々の子どもの規範意識の育成に取り組むことが必要である。

3-2 幼児期における自己制御機能—自己主張と自己抑制—

幼児期は、入園により家庭から離れ初めて社会との接点を持ち、集団生活の中でままならない場面に遭遇する。つまり、園生活の中で保育者や友だちとのかかわりがあり、そこで折り合いをつけながら遊びや生活をしていくことが求められる。その時必要なのが自己制御能力である。

柏木は、幼児期における自己制御を「自分の欲求や意志を明確に持ち、これを集団の中で表現、主張し、また行動として実現する自己主張的側面と、集団や他者との関係で、自分の欲求や行動を抑制、制止する自己抑制的側面の2側面がある」と定義している¹⁹。

自己主張は、単に声高に言い張り、わがままをすることではない。それは、明確な自分の欲求・意志を表現させられることである。また、自己抑制は、単におとなしくしていること、我慢することではなく、抑制制止すべき場面で行動を抑えられることである。

この自己制御機能は、自己主張が強ければ自己抑制が弱く、自己抑制が強ければ自己主張が弱いと考えられがちである。しかし、近年の実証的研究動向を調査した薫によると、自己主張も自己抑制もできると認知している子どもは、自己を向社会的であると認知している²⁰。そして、仲間からも向社会的であると認められていること、また

自己抑制も自己主張も共に高い子どもは、思いやりがゆたかであるという結果が示されたとしている。

自己制御機能は、子どもが社会を経験し成長することにより身につくものである。自己制御機能の年齢的な発達を調査したものとして次のような調査がある。子安・鈴木は、被験者に遊んでいたおもちゃを他児に持ち去られるという対人葛藤場面提示し、反応を選択させた²¹。その結果、年中児では自己抑制的反応が多いが、年長児になると、いつでも自己抑制するのがよいわけではなく、場合によっては自己主張すべきであると認識できていることが明らかになった。

また、年少児から年長児を調査した金子によると、園児の欲求と規範との関係性を、年少児は「欲求の衝動的表出」の時期、年中児は、「欲求と規範の葛藤」の時期、年長児は、「欲求と規範の融合」の時期とした²²。特に幼児期の後半においては、単なる自己抑制や自己主張ではなく、周囲との関係性を考慮し適切な自己制御ができるようになることが重要であるとしている。

以上のことから、幼児期は、自己制御機能の発達が重要であり、自己抑制的な発達だけではなく、自己主張的な発達も必要ということが理解できる。

3-3 自己制御機能の原理と規範意識の2つの側面—自己主張的規範と自己抑制的規範—

自己制御機能と規範意識の関係性は深く、この自己制御機能が身についていなければ、小学校における規範意識を育てていくことは難しいといわれている²³。また、文部科学省の「生徒指導提要」²⁴には、「自己制御は、個人差が相当に大きく、児童の問題行動の多くにこの自己制御の力の不足がある」と指摘されている。上記で、自己制御機能は、2つの側面があることを述べたが、規範意識も育成すべきことは、ただきまりを守り自己抑制的な行動をすることだけではない。

規範遵守するには、自己の欲求を抑えることが必要である。子どもの向社会性育成の視点からいえば、能動的に自分から物事に取り組み関わっていくことにより醸成される規範もあるのではないだろうか。学習が始まる小学校において、自ら学び取る主体性的姿勢は必要である。

したがって、規範も社会生活の中で主体的且つ能動的に行動していくことが求められる規範（自己主張的規範）と、自己を抑制・制止し他者の存在を意識しつつ尊重することが求められる規範（自己抑制的規範）、この2つの側面があると仮定できる。これは、柏木が定義した自己制御機能と同様に2つの側面がある。つまり、集団の中で自らが能動的に動くことによって醸成される自己主張的規範と、他者との関係性の中で自分の欲求や行動を抑制、制止することで醸成される自己抑制的規範という2つの側面の見方ができると考えられる。

4. 幼児教育の規範意識育成に関する保育・教育内容

文部科学省は幼稚園教育要領の中で、幼児期には、互いに思いを「主張」し、「折り合い」を付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを「調整」する力が育つようにすることとしている²⁵。幼児期の規範意識を育成する視点からいえば、「主張」と「折り合い」、この両者の育ちにより自己制御ができるようになり、規範意識の形成に繋がると考えられる。つまりは、自己主張的側面と自己抑制的側面の2つの側面の成長が求められているのである。

では、具体的に幼児教育の保育課程および教育課程の中で、規範に関する教育内容はどのようなものであろうか。幼児期の集団生活における自分自身の在り方や他者とのかかわりに関する規範意識育成の要となる教育内容は、5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）の中の「人間関係」の内容に見ることができる。

その中から、就学期以降の集団規範に深いかかわりを持ち、その下地として考えられる項目を、「幼稚園教育要領」13項目、「保育所保育指針」14項目、「幼保連携型認定こども園保育・教育要領」13項目、の中から、それぞれ12項目ずつを抜粋した。そして、上記の規範の2つの側面である自己主張的規範と自己抑制的規範について分析を行った。

「自己主張的規範の育ちに関する記述」3項目、「自己抑制的規範の育ちに関する記述」7項目、「自己主張的規範及び自己抑制的規範の育ちに関する記述」2項目に分類し表1に示した。

分類の方法として、「自分」「積極的」「物事をやり遂げる」というキーワードから、園生活において自身が能動的に行動することが求められている内容として、「自己主張的規範」に分類した。集団の規範を考えたとき、自分以外の他者の存在を尊重することが求められる。そこで、「友達」「先生」など他者とのかかわりや「共感」「共同」「思いやり」など他者との共有場面の想定をされているもの、また「よいこと悪いこと」の善悪判断に関するものや、「きまりを守る」規範遵守に関する項目は、「自己抑制的規範」とした。なお、両方の記述があるものは、「自己主張的規範及び自己抑制的規範」とし、自己主張的規範と自己抑制的規範の記述それぞれに下線を引いた。

表1 幼児教育の規範意識育成に関する内容項目（人間関係）

自己主張的規範の育ちに関する記述
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自分で考え、自分で行動する。</u> ・ <u>自分でできることは自分でする。</u> ・ <u>いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。</u> ◆
自己抑制的規範の育ちに関する記述
<ul style="list-style-type: none"> ・ “先生” や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。 ★ ・ 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。 ・ <u>友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見出し、工夫したり、協力したり</u> などする。 ・ <u>よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。</u> ・ <u>友達とのかかわりを深め、思いやりをもつ。</u> ▲ ・ <u>友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。</u> ・ <u>共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。</u>
自己主張的規範及び自己抑制的規範の育ちに関する記述
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。</u> ・ <u>自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。</u>

※下線は筆者による。波線は自己主張的規範に関する記述を示し、直線は自己抑制的規範に関する記述を示す。

※▲上記は「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園保育・教育要領」の記述であり、◆▲の項目は「保育所保育指針」では、以下の記述になっている。

◆友達と一緒に活動する中で、共通の目的を見だし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ（上記では、自己主張的規範に分類しているが、「保育所保育指針」では、自己抑制的規範の記述も含まれている）。

▲身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。

★上記は「幼稚園教育要領」の表記で、“先生”となっているが、「幼保連携型認定こども園保育・教育要領」では、“保育教諭等”、“保育所保育指針”では“保育士等”の表記になっている。

以上の分類から、幼児期の教育内容に示された規範意識の育ちに関する記述から、2つの側面、自己主張的規範と自己抑制的規範の育成を求められていることが理解できる。

5. 小学校教育の規範意識の育成に関する教育内容

小学校教育においても、規範意識の育成に取り組むことが重要とされている。文部科学省・警察庁において、児童生徒の規範意識を育むための「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」が作成された。それは、子どもたちの問題行動への予防や解決の手立てを示し、安心して学業に取り組める環境を確保することが目的とされている。学校教育における規範意識育成の道德教育改善および方策を示されている。

また、文部科学省は、2015年に小中学校の教科外である道德を、正式な教科とする学習指導要領の改定案を公表した²⁶。小学校では2018年度に教科化される見通しで、道德における学習評価も始まる。小学校教育においても道德教育への重要度が増している。

小学校学習指導要領において、小学校の道德の目標は、「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする」と明記されている²⁷。小学校の道德の内容は、その内容は、「1主として自分自身に関すること」「2主として他の人とのかかわ

りに関すること」「3主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」「4主として集団や社会とのかかわりに関すること」の4つの視点から構成されている。

また、学習指導要領の道徳の内容項目は「第1学年及び第2学年」「第3学年及び第4学年」「第5学年及び第6学年」として分けて示されている。本稿においては、幼小接続期である「第1学年及び第2学年」の内容を検討する。そして、小学校教育の「第1学年及び第2学年」の道徳の内容項目を表2に示す。

表2 小学校教育の「第1学年及び第2学年」の道徳の内容項目

1 主として自分自身に関すること
(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。
(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。
(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。
2 主として他の人とかかわりに関すること
(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。
(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
(3) 友達と仲よくし、助け合う。
(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。
3 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。
(1) 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。
(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。
(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。
4 主として集団や社会とかかわりに関すること。
(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。
(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。
(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。
(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

6. 幼児教育から小学校教育への規範意識の育成の継承

6-1 幼児教育から小学校教育への規範意識に関する項目

教育基本法の第6条2項には「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」と示されている²⁸。つまりは、学校生活の中で自己を抑制し「必要な規律を重んずる」ことと、「自ら進んで学習に取り組む意欲を高める」主体的な行動規範が求められており、小学校においても、幼児教育から継続して、規範意識における2つの側面（自己主張的規範・自己抑制的規範）の育成が求められていることが分かる。

小学校教育において、道徳教育の位置づけは、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであるとしている。つまり、学校生活におけるすべての活動が道徳性を育む時間であり、特定の教科や特定の時間だけに指導されるものではない。これは、園生活におけるすべての時間において、道徳性の芽生えを育むことに柔軟に

対応している幼児教育と似ている。

では、幼児教育から小学校教育に引き継がれている集団における規範に関する内容はどのようなものであろうか。表1で示した幼児教育の規範意識育成に関する内容項目（人間関係）の12項目は、小学校の道徳の教育内容へ継承されている。表2で示した小学校教育の「第1学年及び第2学年」の道徳の内容項目から、集団における規範に関する項目を抜粋した。そして、幼児教育から小学校教育への規範意識の育成の継承について表3に示した。

表3 幼児教育から小学校教育への規範意識の育成の継承

幼児教育（人間関係内容）	小学校教育（道徳1.2年生内容）
・自分でできることは自分でする。（自己主張的規範）	1. 主として自分自身に関すること。 (2) <u>自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。</u> （自己主張的規範）
・いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。（自己主張的規範）	
・自分で考え、自分で行動する。（自己主張的規範）	(3) <u>よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。</u> （自己抑制的規範及び自己主張的規範）
・よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。（自己抑制的規範）	
・友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。（自己主張的規範及び自己抑制的規範）	2. 主として他の人とのかかわりに関すること (3) <u>友達と仲よくし、助け合う。</u> （自己抑制的規範）
・自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。（自己主張的規範及び自己抑制的規範）	
・友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。（自己抑制的規範）	
・友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見出し、工夫したり、協力したりなどする。（自己抑制的規範）	
・友達とのかかわりを深め、思いやりをもつ。（自己抑制的規範）	
	4. 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
・友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。（自己抑制的規範）	(1) <u>約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に<u>にする。</u></u> （自己抑制的規範）
・共同の遊具や用具を大切に <u>し、みんなで使う。</u> （自己抑制的規範）	
・先生や友達と共に <u>過ごすこと</u> の喜びを味わう。（自己抑制的規範）	(4) <u>先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を<u>楽しくする。</u></u> （自己抑制的規範）

※下線は筆者による。波線は自己主張的規範に関する記述を示し、直線は自己抑制的規範に関する記述を示す。

学習指導要領の道徳の内容項目は「第1 学年及び第2 学年」「第3 学年及び第4 学年」「第5 学年及び第6 学年」として分けて示されている。本稿においては、幼小接続期である「第1 学年及び第2 学年」の内容を検討する。

その内容は、「1 主として自分自身に関すること」「2 主として他の人とのかかわりに関すること」「3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」の4つの視点から構成されている。

このうち、「3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」には集団場面における規範に該当する項目がなかった。他の3つの視点は幼児教育から継承したと考えられる集団場面の規範意識育成に関連するものがあつた。視点の別に見ると「1 主として自分自身に関すること」は2 項目、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」は1 項目、「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」は2 項目であつた。

この結果、「第1 学年及び第2 学年」の道徳の全内容16 項目の内5 項目が該当し、約3 分の1が、幼児教育から引き継いだ集団における規範の育成に関わる内容項目となっていることがわかる。また、小学校教育の内容も幼児教育の内容と同様に、規範の2つの側面（自己主張的規範・自己抑制的規範）を示した。

以下に、3つの視点ごとの項目を見ていくことにする。

6-2 主として自分自身に関することについて

「(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。」の項目は、主体性や自律性の観点があり、自己主張的規範を示している。幼児教育の「自分でできることは自分です。」「物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。」は、今後学習をするうえで、実践意欲、課題解決への意志を育むために必要な自己主張的規範であり、この2項目を小学校教育に受け継いでいる。小学校教育では、「しっかりと行う」ということから、学業に対して、幼児期から育んできた能動的姿勢を引き続きさらに強化しようとしていることが窺える。

「(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。」の項目は、学習における積極的な行動力であり、その前提には一旦自分を静観し善悪判断が求められているため、自己主張的な側面と自己抑制的な側面の両面が考えられる。幼児教育からも同様に、「自分で考え、自分で行動する。」という主体的行動が求められる自己主張的規範の項目と、「よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。」という、善悪判断において状況を客観的に見る自己抑制的な側面が受け継がれている。

幼児教育では「自分で考え、自分で行動する」から、小学校教育ではさらに「よいと思うことを進んで行う」ということが示されている。つまり、幼児期には自己決定

が出来るようにすることが必要であり、さらに児童期にはそこから発展して向社会的な行動が出来るようになることが求められていることがわかる。

6-3 主として他の人とのかかわりに関することについて

「(3) 友達と仲よくし、助け合う。」の項目は、自己抑制的規範であり、集団で学習を行う上で他者を尊重することは重要であり、協調していくことが小学校教育で求められている。集団での学習では、良好な人間関係が成立していることで、落ち着いた学習環境が展開できる。

しかし、幼児教育においては、社会性の発達の中で、けんかや葛藤も必要な経験と捉えられている。友達との関係性について、「友達と積極的にかかわり」それらを乗り越えることにより「相手の思っていることに気付く」ことができ、「思いやりや喜びや悲しみを共感し合う」ようになると考えられている。

つまり、幼児期に、自ら友だちとかかわることでいざこざや挫折体験を重ね、壁にぶつかりながら、友達のよさを発見し、協調していくことの大切さに気づく。幼児期の葛藤体験は非常に重要であり、それを克服し生き抜いたことにより、就学期以降、良好な他者とのかかわりができる下地が形成されると考えられる。

だからこそ、幼児教育においては、友達とのかかわりに関する項目に能動的なかかわりの在り方としての自己主張的規範の項目も2項目含まれている。幼児期には、主体的な行動により、たとえぶつかり合いがあったとしても、発達過程において他者に積極的にかかわる姿勢は非常に重要であり、それが小学校における安定した友人関係を築く基盤になっていると考えられる。

6-4 主として集団や社会とのかかわりに関することについて

「(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に使う。」の項目は、規範遵守と共有物に対する公德心について触れられており、自己抑制的規範であると考えられる。小学校の学習場面においても、公共の教室を使用し、共用の教具を使うことになるため、物に対する規範も重要である。

幼児教育においても、同様に「きまりの大切さに気付き、守ろうとする」という、きまりの気付きから始まる規範遵守の態度と、「共同の遊具や用具を大切にし、みんなでする」ということは、遊具などは他者との共有が必要であり、自分だけのものではないという意識を持たせることが必要とされている。

「物」に対する規範の記述は、同じような表現がされている。幼児教育では、「みんなでする」ということから、物に対する共同性の意識を強調している。小学校教育では、「使う物を大切に使う」ということから、物を大事にすることが強調されていると

考えられる。

「(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。」の項目は、授業者である教員に対して敬意を持ち、他者を尊重し、思いやりの気持ちを大切にするという自己抑制的規範が含まれている。児童一人ひとりが集団の中でこの規範が形成されることによって、学校での生活が充実するということになる。

幼児教育の「先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。」の項目との関連がある。「共に過ごす」という文言は一見何気ない表現である。入園したての園児にとって、家族以外の他者と共に同じ時間を過ごすということは、不安な状況の中、ある意味我慢や葛藤が伴い、自己抑制的規範が含まれていると考えられる。

しかし、ままならない体験を通して、その我慢や葛藤を乗り越えた後に「共に過ごす喜び」を味わうことができるようになるのである。また、幼児期には「共に過ごす」ことで、集団を意識し、集団における規範があることを少しずつ理解しながら、その集団で過ごす楽しさを感じられるようになることが大切である。

教師に対する態度の記述は、幼児教育では、「共に過ごすことの喜びを味わう」である。小学校教育では「敬愛し」となっており、教師という年長者に対して、親しみと共に敬う謙虚さも児童に求めていることが窺える。

7. 総合考察

現在子どもの規範意識の低下が叫ばれ、小学校教育と幼児教育の接続が求められている。幼児期に「一人ひとりを生かした集団」である保育・教育課程から、「集団の一員」として学習をしていく小学校教育の教育課程へとつながっていくことになる。学習が始まる小学校教育においては、学習場面における規範が整っていることが重要である。

本稿においては、学習指導要領や、幼児教育の保育・教育課程の教育内容を分析することにより、両者の集団場面における規範意識育成の検討を行った。その結果、幼児期に培われた集団の規範意識を基盤にして小学校教育の集団場面において、さらにそれを強化し高めることが期待されていることがわかった。また、その規範意識育成に関する教育内容は、柏木の自己制御理論を応用することにより、自己主張的規範と自己抑制的規範があることが明らかとなった。

自分自身に関することについては、幼児教育の自己主張的規範の項目を基盤としている。幼児期から自律的行動ができるようにすること、また小学校では、それを発展させ、向社会的行動の推進をしていくことが必要とされていることが窺われた。

他の人とのかかわりに関することでは、幼児教育から友人関係に関する項目を受け継いでいる。まず幼児期には自己主張的側面を伸ばし、友だちと積極的にかかわるこ

とにより、けんかや葛藤を乗り越え、自己抑制することを学び、それを基盤に小学校では相互理解し、支え合う良好な友人関係を築けるようにすることが期待されていることが窺える。学習場面においても豊かな人間関係の中で、互いに認め合い支え合える集団であることが必須である。

集団や社会とのかかわりに関することについては、次のようなことが考えられる。幼児教育においては、集団の中で他者との関係性をとおして、きまりの必要性に気づき、それを遵守することの大切さを知る。また、園生活の中では、共同で使う物もたくさんある。遊具や用具など、自分だけではなく、友だちも使うことになる。家庭では、好きな時に自由に使えた物が、園生活では、使えない場合も起こりうる。そして、少しずつ我慢をする必要性を認識するようになってくる。つまり、対集団においては、自己抑制的行動が幼児期から求められていることになる。したがって、「集団」や「社会」では、多くの他者が存在し、それに支えられていることを理解し、幼児期から集団生活の中で、自分の欲求を抑えることを覚えていく必要がある。幼児期に自己を抑制することができるようになることにより、集団における規範意識が育ち、小学校における集団の学習形態に移行しやすいのではないだろうか。

今回、幼児教育から小学校教育への規範意識育成における継承項目を分析した中で、「3主として自然や崇高なものとかかわりに関すること」の内容が含まれていなかった。

これは、幼児教育の中では、5領域の環境から小学校の道徳に引き継がれているものと考えられる。その環境の内容項目は、「自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く」、「身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。」である。これらの内容は、集団場面の規範意識の育成には、直接関係あるものではないかもしれない。

しかし、自然や生命に対し、畏敬の念を持ち、大切するということには、他者への共感や思いやりの心の育ちが求められる。このことは、集団場面における規範意識の育成に通じるところがあるのではないだろうか。また、中央教育審議会は、道徳の教科化の検討における「道徳に係る教育課程の改善等」の中で、4つの視点の内、「主として自然や崇高なものとかかわりに関すること」は、3番目ではなく、4番目でよいのではないかということ指摘している²⁹。

道徳性の発達を考慮すれば、「自分自身」から、「他の人」「集団と社会」「自然と崇高なもの」へと広げた方がよいのではないかということであった。集団や社会への規範意識が育成された後に、自然や崇高なものへの道徳性が育つものなのかもしれない。

教育は、発達過程を考慮し適切な指導を行うことが重要である。幼児期から児童期における指導や支援の在り方も、子どもの現状を把握しながら、発達にふさわしい対

応が求められる。幼小接続期においては、保育者と教師が共に手を取り、発達段階に相応しい教育の展開のもとに、子どもが急激な「段差」を感じさせないスロープを登っていくような工夫が必要ではないだろうか。

一斉学習が始まるのは小学校からであるが、集団を経験するのは、幼児期である。集団を経験することによる規範の学びが存在している。その学びを児童期に継承し、集団場面の規範維持につなげ、さらに自律性や向社会性を育むことが必要であると考えられる。

<引用文献>

- ¹ 東京教育委員会（2011）「東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査について」
- ² 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2014）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」文部科学省告示第1号第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項
- ³ 文部科学省（2008）「小学校学習指導要領解説総編」
- ⁴ 文部科学省・厚生労働省（2009）「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」
- ⁵ 福井県教育委員会（2013）「福井県教育委員会体験の多様性と関連性に関する調査研究—子どもの発達と学びの一貫性・連続性を見通したカリキュラムの作成—」pp. 6-8
- ⁶ 倉橋惣三（1926）『幼稚園雑草』幼稚園と小学校の連絡 pp. 131-139 内田老鶴園
- ⁷ 文部科学省（2008）中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」1月17日付
- ⁸ 埼玉県北本市立栄小学校. 栄小学習規律 www8.ocn.ne.jp/~sakae/gakusyuuakiritu.pdf
- ⁹ 文部科学省（2011）全国的な学力調査の在り方等の検討に関する専門家会議（第1回） 配付資料1. 義務教育の検証等※3年間にわたる全国学力・学習状況調査の結果やその分析。「国における調査の分析の結果明らかになった主な事」より抜粋
- ¹⁰ 文部科学省（2010）「幼稚園教育要領」文部科学省告示第26号
- ¹¹ 厚生労働省（2008）「保育所保育指針」厚生労働省告示第141号
- ¹² 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2014）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」文部科学省告示第1号
- ¹³ 文部科学省（2008）「小学校学習指導要領解説道徳編」p7
- ¹⁴ 柏木恵子（1988）「幼児期における「自己」の発達：行動の自己抑制機能を中心に」東京大学出版会『心理学評論』第29号 pp. 3-24
- ¹⁵ 文部科学省・警視庁（2006）「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」
- ¹⁶ 文部科学省（2008）「幼稚園教育要領」文部科学省告示第26号 p4
- ¹⁷ 文部科学省（2008）「小学校学習指導要領解説道徳編」p7
- ¹⁸ 山口 賢（2011）「小学校低学年における学級経営の在り方—体験的な活動を通して規範意識を育てる学級経営年間計画例の提示—」京都市総合教育センター p5
- ¹⁹ 柏木恵子（1988）「幼児期における「自己」の発達：行動の自己抑制機能を中心に」東京大学出版会『心理学評論』第29号 pp. 3-24
- ²⁰ 薫存梅（2007）「幼児の自己制御の発達及び文化的特徴との関連—一日中の比較を中心に—」東北大学大学院教育学研究科『研究年報』第56集 第1号 pp. 215-226
- ²¹ 子安増生・鈴木亜由美（2002）「幼児の社会的問題解決能力と心の理論の発達」『京都大学大学院教育研究科紀要』第48号 pp. 63-83
- ²² 金子敏子（1999）「幼児期における自己抑制行動の発達に関する研究」『日本教育心理学会第41回総会発表論文集』p416
- ²³ 山口 賢（2011）「小学校低学年における学級経営の在り方—体験的な活動を通して規範意識を育てる学級経営年間計画例の提示—」京都市総合教育センター p8
- ²⁴ 文部科学省（2010）「生徒指導提要」p154

²⁵ 文部科学省（2010）「幼稚園教育要領」文部科学省告示第26号 p6

²⁶ 文部科学省（2014）中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」

²⁷ 文部科学省（2008）「小学校学習指導要領解説道徳編」p7

²⁸ 「教育基本法」（2006）法律第120号

²⁹ 文部科学省（2014）中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」